

# 江戸川区立小岩小学校 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に向けて

いじめは人の心を深く傷つけ、人権を侵害する決して許されない行為である。そして本校を含めたどの学校、どの学級においても起こりうる問題である。一人ひとりの子どもはかけがえのない存在であり、その生命や心身の安全がおびやかされるような事態は絶対にあってはならない。

江戸川区立小岩小学校では以下に示した4つの視点でいじめ防止に向けた取り組みを進めていく。

○子どもの心に寄り添い、児童理解を深める。

○望ましい人間関係をはぐくむことができるよう、学級経営を充実する。

○すべての教職員が一体となり、学校の組織力を活かした取り組みを進める。

○いじめの早期発見・早期対応を徹底する。

この基本方針の策定を機に、本校のすべての教職員は改めていじめにかかわる問題の重要性を認識し、子どもの生命や心身の安全を絶対を守ることを強く決意する。そして、教職員一丸となって誠実に教育活動を進め、いじめ防止を徹底する。

## 2 児童理解を深める

### (1) 子どものありのままを受け止める

一人ひとりの子どもは世界に一人しかいないかけがえのない存在であることを心に刻み、教職員の経験や価値観を基準にして子どもの言動を決めつけず、そのときのありのままの子どもを受け止める。

### (2) 子どもとの信頼関係を深める

子どもの話を、先入観をもたずに傾聴し共感的に受け止め、子どもの言動の背景にあるその子どもの気持ちや感情を理解する。

### (3) 子どもの小さなサインをとらえる

子どもの日々の様子や表情、言動などに注意深く目を向け、子どもの小さな変化、小さなサインをとらえる。

### (4) カウンセリングの技法を学び活かす

スクールカウンセラーを活用したり、学校教育相談研修の受講を促進し受講者の知見を活かしたりして、カウンセリングの技法を活かし子どもの理解を深める。

## 3 学級経営を充実する

### (1) 自分のよさや相手のよさを実感させる

子どもの努力する姿勢や思いやりのある言動などを認め、自己肯定感、自己有用感を高める。また、友達と意見を交換したり、共通の目標に取り組む機会をつくったりして、自分も友達も大切にするという経験を積ませるとともに、学級への所属感を高める。

## (2) 好ましい人間関係を育てる

友達へのよりよい言葉かけや率直に自分の気持ちや考えを表現する言葉、態度などを具体的に教えていく。また、教師自身の言動が子どもたちにどのように受け止められているかを常に客観的に振り返り、誠実かつ公平に子どもに接していく。

## (3) 生きる意味を考え、生きる喜びを実感させる

日々のさまざまな教育活動を通して、子どもたちに「人は何のために生きているのか」「友達を思いやるとはどういうことか」などについて考えさせ、人の喜びに共感したり、人の悲しみを受け止めたりする指導を通して、生きる意味を考える指導を進める。

## (4) いじめ防止に向けた学習を進める

いじめは人の心を深く傷つけ、人権を侵害し、ときには生命や心身の安全をおびやかすような問題であり、人として決して許されない行為であることを子どもたちに理解させる。

そのために、道徳の時間や特別活動において、各学期に1回、年に3回以上、いじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするための授業を行う。

## 4 学校の組織力を活かす

### (1) いじめ防止に向けた体制を整備する

いじめ防止対策委員会（※1）を設置し、各教職員の役割を明確にして、いじめの兆候の発見、万一いじめの兆候が見られたら迅速かつ組織的な対応を進める。また、スクールカウンセラーを活用し、児童理解を深め、個別の対応を適切に進める。

また、いじめ問題が複雑化・多様化し、学校だけでの対応が厳しい場合には、いじめ防止にかかわる学校サポートチーム（※2）を設置して、学校の取り組みを支援する。

### (2) 教職員が緊張感、危機意識を強く持ち、教職員集団の姿勢を子どもたちに示す

教職員はいじめを起こさせない、いじめの兆候を見逃さない、という強い緊張感、危機意識をもって未然防止などの取り組みを進める。また、教職員の姿勢を子どもたちは見ていることを自覚し、教職員集団が一体となって指導を進める。

そのために、各学期に1回、年間3回、いじめに関する校内研修会を実施する。

### (3) 保護者、地域の方々、関係機関との関係を深める

日頃から保護者との関係を密にし、相談にのり、いねいに対応して一緒に対応策を考えるなどする。また、いじめをはじめとする子どもたちの健全育成についてどのような姿勢で取り組んでいるのかを保護者、地域の方々に積極的に発信する。さらに、教育委員会をはじめ関係機関との関係し、迅速かつ適切な対応を進める。

## 5 いじめの早期発見・早期対応を徹底する

### (1) あらゆる方法でいじめの兆候をとらえる

一人ひとりの子どもの様子や周囲の子どもたちとの関係、集団の様子を把握し、教職員間で情報

共有する。また、定期的にいじめの実態を把握するためのアンケート調査を行ったり、必要に応じて面談を行ったりする。なお、その際にはアンケート調査などが心の負担になる子どももいることを十分に考慮し、調査内容を十分検討するとともに、実施後はより一層一人ひとりの子どもの様子に注意する。

また、「Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）」を実施するなどして、学級の状況を確認するとともに、一人一人の児童の状況をとらえ、いじめの兆候を把握し必要な対策を講じる。

## （２） いじめを絶対に許さないことを示す

全校朝会等で定期的にいじめは絶対に許されない行為であることを指導する。

万一、いじめの兆候が見られたら、速やかに事実関係を明確にし、子ども同士の謝罪や保護者への説明などを実施する。同時にすべての教職員は子どもたちに「学校全体がこのいじめを絶対に許さず注視し続ける」ということを明確に示し、いじめにかかわっている子どもが二度といじめをできないような環境を整え指導する。

## （３） いじめを傍観することは、いじめと同じであることを理解させる

周囲の子どもたちがいじめを傍観することによりいじめの深刻化、潜在化が進む可能性があることから、いじめを傍観すること自体がいじめと同じことを指導する。また、いじめの兆候を発見したら速やかに教職員や保護者に伝えること、報告した子どもについてもすべての教職員で守っていくことを伝える。

## （４） いじめを受けている子どもを絶対に守る

いじめを受けている子どもが見つかったら「あなたのことをすべての先生が絶対に守る」ということを伝え、保護者とも連携し二度といじめを起こさせない体制を整え実行する。また、スクールカウンセラーなどとも連携し、子どもの心の痛みに寄り添い、心のケアに当たる。

## （５） ねばり強く指導する

いじめは潜在化、固定化し長期にわたって継続すること、また教職員の気付かないところで深刻化する可能性があることから、継続して指導を続ける。また、場合によっては専門家の助言を受け、再発防止策を講じる。

### （※１） いじめ防止対策委員会

校長、副校長、生活指導統括主任、養護教諭、各学年の代表等から構成する。定期的に委員会を開き、児童の状況を確認するとともに、いじめの実態把握の方法の検討や結果の分析、対応策の立案などを行う。また、万一いじめの兆候が発見された場合には、委員会に関係教職員を加えて迅速かつ適切な解決を進めるとともに、再発防止策を立案し実施する。

### （※２） いじめ防止にかかわる学校サポートチーム

校長、副校長、生活指導統括主任、保護者代表、主任児童委員、青少年委員、子ども家庭支援センター職員、警察署員（スクールサポーター）等から構成する。学校だけでの対応が厳しい場合に招集し、学校が取るべき対応や再発防止の取り組みなどについて学校に助言・支援する。